

第20回 愛知県高等学校ゴルフ新人戦 競技特別規則

主催	愛知県高等学校ゴルフ連盟
開催日	平成30年9月25日(火)
開催コース	中京ゴルフ倶楽部 石野コース
公式指定ラウンド	平成30年8月1日(水)から9月24日(月)の定休日を除く全日 (期間内1日のみ)

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ (ゴルフ規則27-1)

- (a) アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
- (b) 現にプレーするホールにおいて、球がアウトオブバウンズの境界を越えて他のホールのインバウンズに止まっても、その球はアウトオブバウンズとする。

2. ラテラル・ウォーターハザード (ゴルフ規則26)

- (a) ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
- (b) 線と杭によってその限界が標示されていないラテラル・ウォーターハザードは、その限界を護岸のための岩組みのスルーザグリーン側の外縁とする。
- (c) 6番・13番ホールにおいて第1打がラテラル・ウォーターハザード内に入ったときは、指定ドロップ区域(黄マーク)より第3打としてプレーすることができる。

3. 修理地 (ゴルフ規則25-1)

- (a) 修理地は青杭または白線をもってその限界を標示する。
- (b) 修理地はすべてプレー禁止とする。プレーヤーの球がその区域内にある場合や、その区域がプレーヤーのスタンスや意図するスイングの区域の妨げとなる場合には、プレーヤーはゴルフ規則25-1による救済を受けなければならない。このローカルルールの違反の罰は2打。

4. 動かさない障害物 (ゴルフ規則24-2)

- (a) 排水溝
- (b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
- (c) 電磁誘導カート用の2本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合、プレーヤーはゴルフ規則24-2b(i)の救済を受けなければならない。このローカルルールの違反の罰は2打。
- (d) コース内の防球ネットが動かさない障害物となる場合、その障害物の上を越えたり、中や下を通さずにニヤレストポイントを決めなければならない。但し、4番ホールにおいて、防球ネットを越えて5番ホールに止まった球は、1罰打付加してその球を拾い上げ、指定ドロップ区域(黄マーク)に球をドロップしてプレーすることができる。その際、拾い上げた球は拭くことができる。このローカルルールの違反の罰は2打。

5. コースと不可分の部分

- (a) 樹木保護のための巻物施設(巻網など)及び添木・支柱はコースと不可分の部分とする。
- (b) 18番ホールの橋・石垣はコースの不可分の部分とする。(1罰打付加してアンプレヤブルかラテラル・ウォーターハザードの救済処置をとる。)

6. 地面にくい込んでいる球の救済（ゴルフ規則 2 5 - 2）

スルーザグリーンで、地面に球がくい込んでいるときは、その球を罰なしに拾い上げて、ホールに近づかず、しかも球の止まっていた箇所にてできるだけ近い所にドロップすることができる。その際、拾い上げた球は拭くことができる。ドロップの際は、球はスルーザグリーンのコース上に直接落ちなければならない。このローカルルールの違反の罰は 2 打。

7. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされること

プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやパートナー、相手、またはそのいずれかのキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカーはゴルフ規則 1 8 - 2、1 8 - 3、そしてゴルフ規則 2 0 - 1 に規定されている通りにリプレースされなければならない。このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にのみ適用する。

注：パッティンググリーン上のプレーヤーの球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態プレーされなければならない。そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースされることになる。

競技の条件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

「公認球リストの条件・ゴルフ規則・付属規則 I（B）1 b」を適用する。

この条件の違反の罰は競技失格。

4. 使用クラブの規格

「適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則・付属規則 I（B）1 a」を適用する。

この条件の違反の罰は競技失格。

5. プレーの一時中断と再開

(a) プレーの中断（落雷など危険を伴わない気象状況）については、ゴルフ規則 6 - 8 b、c、d に従って処置すること。

(b) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間にいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレー途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 3 3 - 7 に決められているような罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格とする。この条件の違反の罰は競技失格。

(c) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレーの中断：サイレンを鳴らして通報する。

険悪な気象状況による即時中断：サイレンと放送によって通報する。

プレーの再開：サイレンを鳴らして通報する。

6. 練習

ホールとホール間の練習禁止（ゴルフ規則7注2）「ゴルフ規則・付属規則I（B）5b」
ホールとホール間では、プレーヤーは最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン上
やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーした
ホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。この条件の違反の罰や処置は「ゴ
ルフ規則・付属規則I（B）5b」を適用する。（次のホールに2打の罰。最終ホールで違反
があった場合はそのホールに2打の罰。）

7. キャディー

正規のラウンド中、競技者のキャディー使用は禁止する。この条件の違反の罰は「ゴルフ規則
・付属規則I（B）2」を適用する。（違反があった各ホールに2打の罰。但し1ラウンドに
つき最高4打まででその場合最初の2ホールに各2打の罰。）

8. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミックス製、または委員会がそれと同等と認め
た鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

9. 競技の終了時点

本競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

10. スコアカードの提出

スコアリングエリア方式を採用する。

注意事項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スターティングホールにて指示して
告示する。
2. 受付時間は**6:50~7:10**、開会式開始は**7:15**であるので時間を厳守すること。
3. 競技の条件8項で規制されるシューズ以外でもグリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用
禁止とすることがある。
4. 各自が持ち込む電動でない手引きカートの使用を認める。但し、会場からの貸し出しはない。
5. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意のこと。プレーを不当に遅
らせた場合はペナルティを課す場合がある。
6. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を
取り消すことができる。
7. 打ち放し練習場の使用を禁止する。
8. 使用ティーは、男子は青マーク、女子は白マークとする。
9. プレー中は必ず帽子を着用すること。ハウス内は脱帽すること。
10. 日本高等学校ゴルフ連盟ユニフォーム規定を順守すること。
11. コース内では緊急時を除き、携帯電話の使用を禁止する。
12. 開・閉会式には必ず出席すること。申し出なく欠席した場合は以後の試合の出場を認めない。
13. 公式指定ラウンド、試合当日ともに顧問の引率を義務付ける。（団体加盟校のみ）